

突然の休日出勤の強要に対して現場では・・・

「バカにするのもいい加減にしろ！」

「騙し討ちじゃないか！」

「休日出勤はなくなると言ったじゃないか！」

「天変地異が起こらない限り、休日出勤はないと言ったじゃないか！」

「一方的なお知らせで済む話じゃないだろ！」

「本当の理由は何かをはっきりすべきだ！」

「先ずは謝罪！そしてお願いだろ！」

怒りの声が渦巻いています！

「ここまでバカにされたら、36協定の締結も考えるべきだ！」

※36協定とは？

労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定のことです。

この協定は、その労働組合の組合員が過半数を占める箇所について適用されます。

この協定を締結しなければ、時間外労働も休日出勤もできません。

また、協定を締結したからと言って、やりたい放題が許されるわけではありません。

ところが、ユニオン関西地本委員長は・・・

なんと！ 9月13日に36協定を締結！！

「地本の委員長は組合員(現場)の声を無視してるのか！？」

「9月13日とは、会社から(休日出勤の)お知らせがあった日じゃないか！」

要するに、会社とユニオン幹部の出来レースなのか！？